

令和6年度 大宮小学校いじめ防止基本方針

1 いじめについて

(1) いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（「いじめ防止対策推進法」第2条から）

(2) いじめへの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、文部科学省「いじめの防止等のための基本的な方針」及び「茨城県いじめの根絶を目指す条例」に則り、「いじめ」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々の教育活動にて「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが重要である。以下は、本学校教職員が共有する、いじめについての基本的な認識である。

- ① いじめはどの子どもにも、どの学級や集団にも起こりうるものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人が気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴力、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育の在り方が大きなかわりをもっている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

2 いじめ防止等に関する基本理念

いじめは、いじめをうけた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は心身に重大な危険を生じさせる恐れがあるものとの共通認識に立ち、本校では以下の基本理念のもとにいじめ防止等に取り組むこととする。

「いじめはどの子どもにも、どの学級や集団にも起こりうるものである」ということ並びに「いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない」という共通認識のもと、いじめの未然防止、早期発見、早期対応・早期解消のために、本校職員、児童、保護者及び教育委員会をはじめとした関係諸機関の力を集結してその取組を行い、安全で安心な学校づくりを推進する。

3 本校におけるいじめに対する措置

(1) いじめをゆるさない学校づくりのために（未然防止）

いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童を対象としたいじめ未然防止が重要であり、全ての児童をいじめに向かわせることなく、心通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった取組が必要である。以下は、本校のいじめ防止に対する取組である。

① いじめ問題に取り組むための組織（平常時）

※第22条に対応：学校

校長・教頭



迅速な報告・連絡・相談・確認



| | |
|--|---|
| <p><各学年学級></p> <p>① 学年・学級経営の充実</p> <p>② 計画的な指導の実施 道徳教育・人権教育の充実</p> <p>③ いじめの実態把握・早期発見</p> <p>④ 教育相談の充実</p> <p>⑤ わかる授業の展開</p> | <p><いじめ防止対策委員会></p> <p>ア 構成メンバー 全職員（事務主事・用務手含む）</p> <p>イ 開催日 ○職員終会（週1回・16:00～） ○職員会議（月1回・15:00～）</p> <p>ウ 内容 ○各学級の配慮を要する児童の報告・意見交換・指導方針の確認による共通理解 ○年間活動計画に沿った実態把握 ○校内研修の実施（SCによる研修含む）</p> <p><日常の情報交換></p> <p>ア 構成メンバー 全職員・龍の子さわやか相談員</p> <p>イ 開催日 常時</p> <p>ウ 内容 ○業間休み・昼休みでの校舎内外での見守り及び気になる児童の情報交換 ○毎週月曜日の龍の子さわやか相談員との情報交換</p> |
|--|---|



| |
|---|
| <p><情報収集・情報交換></p> <p>保護者：PTA 総会。教育後援会総会・役員会・運営委員会・学級懇談会</p> <p>地域：大宮ふるさと協議会・大宮区長会</p> <p>関係機関：民生委員との懇談会・市こども課・龍ヶ崎地区学校警察連絡協議会・竜ヶ崎警察署生活安全課</p> |
|---|

② 学級経営の充実

児童一人一人の良さを認め、伸ばす学級経営を通して、児童の自尊感情を高め、自己有用感を育成する。また、児童理解に努め、児童と教師のよりよい関係を築く。

③ 道徳教育・人権教育の充実

いじめのない学校にするための各学級での話し合い、SOSの出し方に関する授業、インターネットの安全な使い方に関する授業等を計画的に実施する。

④ 縦割り班活動を通じた人間関係づくりの推進

1～6年生混合のグループを作り、1年間を通して一緒に活動することにより、よりよい人間関係を築き、思いやりの心を育成する。

⑤ わかる授業の展開

課題の工夫や学習形態の工夫等を通して、自己決定の場を与える授業を展開する。また、個に応じた声かけや話の聴き方の徹底などを通して、自己有用感や共感的人間関係を育む授業を展開する。

(2) いじめに対する認識や気付きへの対応を充実させるために（早期発見）

いじめの早期発見は、いじめの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることがなく積極的にいじめを認知することが必要である。以下は、本校のいじめの早期発見に対する取組である。

① 児童と過ごす時間の確保

教師は児童に寄り添い、話をよく聴き、少しの変化も見逃さないように努める。そのため、一層の業務の効率化を進め、児童とともに過ごす時間の確保に努める。

② シャボテンログの活用

全学年で実施し、児童の心と体の状態を日々把握する。

③ 学校生活アンケート（なかよしアンケート）及び教育相談の実施

定期的になかよしアンケートを実施し、その後に児童との個別面談を実施する。随時、担任又はさわやかボランティア相談員、養護教諭等による教育相談を実施し、児童理解といじめの早期発見に努める。

④ たよりやホームページを活用した「いじめ防止」への保護者への啓発と「いじめの相談・通報窓口」の周知

⑤ 家庭・地域・関係諸機関との連携

学級懇談会、民生委員との懇談会、学校評議員会等を活用し、情報交換をするとともに取組への理解を依頼する。

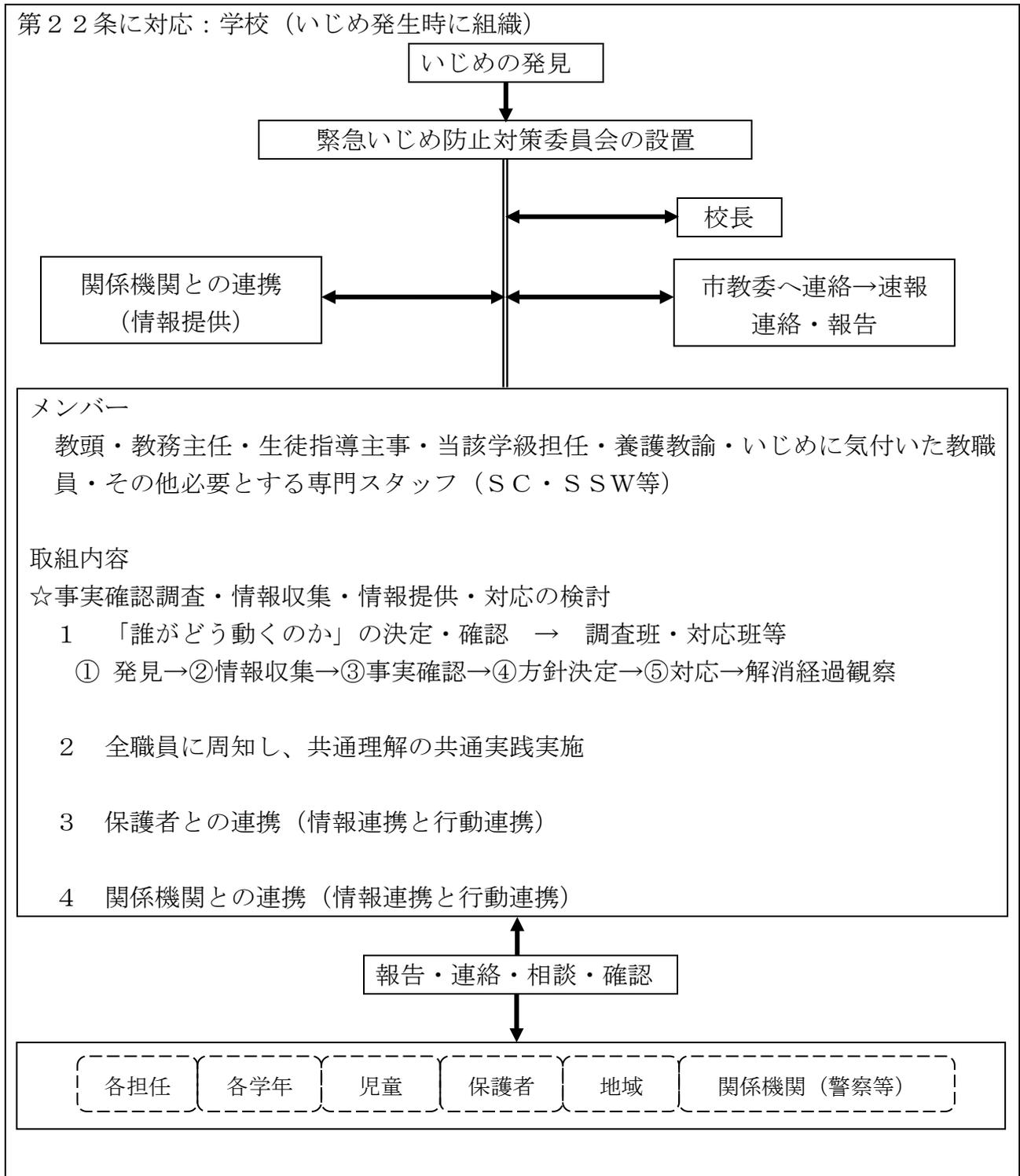
⑥ いじめ問題に対する研修の充実

いじめの組織的対応や教育相談、事例検討等の研修を通して、職員個々のいじめに対する鋭い感覚を養う。

(3) いじめを認知した場合の適切な対応（いじめ発生時）

いじめがあることが認知された場合、学校は直ちにいじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行う必要がある。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や事案に応じ、関係機関等との連携が必要である。以下は、本校におけるいじめの早期対応への取組である。

① いじめ問題に取り組むための対応組織「いじめ発生時」



(4) 重大事態と判断されるいじめへの対応

① 重大事態とは

- いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

② いじめ問題に対応するための組織（重大事態発生時）

